力熊本県公報

号外 第 39 号 平成 15 年 10 月 1 日 (水) (毎週 月・水・金発行)

目 次

*(E*1)

夂

(人 事	事 課)	4
(/	")	5
(財 西	文 課)	6
(税)	务課)	6
美医療	能進課)	11
匀障 害者	畐祉課)	11
(食品質	新生課)	11
(畜産排	長興課)	11
(道路約	総務課)	12
(都市計	十画課)	12
(財 西	文 課)	13
(道路約	総務課)	13
	((((成的()()()()()()()()()()()()()()()()()	(") (財 政 課) (税 務 課)

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県部設置条例の一部を改正する条例

- 1 地方自治法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととした。(第1条、 第2条及び第3条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◇熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
 - 1 知事の権限に属する事務の一部を広域連合が処理することとするため、規定を 整備することとした。(第1条及び第2条関係)
 - 2 次に掲げる事務について、それぞれに掲げる市町村及び広域連合が処理することとし、別表に追加することとした。(別表関係)
 - (1) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に基づく事務のうち、同法第25条第1項の規定による火薬類の消費(煙火の消費に係るものに限る。)の許可等:各市町村(本渡市、牛深市、上天草市及び天草郡の各町を除く。)及び天草広域連合
 - (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に基づく事務のうち、同法第38条の3の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理等:各市町村(本渡市、牛深市、上天草市及び天草郡の各町を除く。)及び天草広域連合
 - 3 大矢野町、松島町、姫戸町又は龍ヶ岳町が処理している事務を、上天草市が処理すること等について規定の整備を行うこととした。(別表第2号、第6号、第8号、第12号及び第32号関係)
 - 4 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、別表第 2 号、第 6 号、 第 8 号(同号を第 9 号とする部分を除く。)、第 12 号(同号を第 13 号とする部分を除く。)及び第 32 号(同号を第 34 号とする部分を除く。)の改正規定は平成 16 年 3 月 31 日から施行することとした。(附則関係)
 - 5 条例の施行の際知事が行った処分等で効力を有するもの又は条例施行日前に知事に対してなされた申請等は、条例施行日以後事務を移譲する市町村等の長の行った処分等又は条例施行日以後事務を移譲する市町村等の長に対してなされた申請等とみなす旨の経過措置を定めることとした。

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

1 牛海綿状脳症対策特別措置法の施行に伴う検査手数料の新設

牛海綿状脳症 1頭につき 6,000円

- 2 肥料取締法の一部改正に伴う関係条項の整理
- 3 と畜場法の一部改正に伴う関係条項の整理
- 4 租税特別措置法の一部改正に伴う関係条項の整理